情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

本日付けの諮問(要旨は下記1のとおり)について,下記2のとおり理由を説明 します。

記

1 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、匿名のツイッターアカウントの言動は、現職の裁判官の言動そのものとは質的に異なるから、不開示情報に該当しない旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁が、「匿名裁判官」と題するツイッターアカウント(平成31年1月 に登録されたもの)に関して作成し、又は取得した文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、令和元年7月8日付けで不開示の判断(以下「原判断」という。)を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件申出に係る文書は、裁判官である可能性のある者の私的領域における 活動についての文書であり、そのような文書の作成、取得等の目的や方法は 様々であり得るものであって、必ずしも人事管理のためだけに保有するもの とはいえないものの、仮に裁判官であった場合、裁判官の私的領域における 活動については、その内容次第では服務規律に違反するものとなり得ることから、人事上の措置等に関する文書となり得る性質を有するものである。そのような性質を有する文書の保有の有無を明らかにすると、人事上の措置の必要性から作成、取得、管理、保存される文書の存否や内容を推認ないし憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、取得、管理、保存について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある(行政機関情報公開法第5条第6号二、平成31年度(情)答申第4号参照)。

なお、苦情申出人は、本件ツイッターアカウントが匿名であることから、 現職の裁判官の言動そのものと異なると主張するが、裁判官である可能性の ある者の私的領域における活動についての文書であることには変わりがない から、上記の主張は理由がない。

イ よって、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。